



東日本大震災関連の「保険」について

■ 概要

東日本大震災による個人向け損害保険と生命保険の保険金支払いが、総額約2兆800億円に達する見通しとなりました。一度の災害に対する支払額としては、過去最高となる見込みです。津波などで多くの家屋が全半壊したため、住宅の損害を補償するなどの損害保険が、約1兆7,500億円になる予定(昨年12月末の支払い実績が1兆1,980億円)です。また、死亡時などに支払われる生命保険は、約3,300億円以上の規模になりました。

■ 生命保険と損害保険

(1) 生命保険

①全生命保険会社は、死亡保険金と給付金の全額支払いを決定されました。

②どんな特約が付いているかを確認しましょう。

「災害割増特約」とか「傷害特約」が付いていれば、死亡あるいは高度障害保険金に上乗せして災害保険金が受け取れます。たとえば、2,000万円の生命保険に「災害割増特約1,000万円」と「傷害特約1,000万円」が付いている場合、災害を原因として死亡・高度障害状態になったときは、主契約の2,000万円の他に各特約1,000万円ずつが上乗せされ、合計で4,000万円が受け取れます。また、「災害入院特約」が付いていれば、災害によるけがを治療するために入院したとき、入院給付金が受け取れます。

③今回の震災では全生命保険会社が災害関連の全額支払いを決定

約款には災害割増特約、傷害特約、災害入院特約いずれも「地震、噴火または津波」「戦争その他の変乱」によるときは削減もしくは給付を行わないことがあると定められています。しかし、今回の東日本大震災では、これらの生命保険の災害関連特約は、全部の生命保険会社で全額支払われることになりました。

④保険料払い込みの猶予や保険金や給付金支払いの簡略・迅速化も

生命保険・医療保険ともに、被災者からの申し出があれば、保険料支払いを最大6ヵ月間猶予するという取り扱いも速やかにしました。また、保険金や給付金請求に際しては、仮に保険証券がなくても、運転免許証等で本人確認ができれば給付するといった対応もされました。

(2) 損害保険

東日本大震災の被害地域の一部を個別の損害調査を省き、航空写真などで「全損地域」と認定し、地震保険金を全額支払うようにされました。契約者にとっては、地震保険金を速やかに受け取ることができるメリットがあります。損害保険各社が協力し、全損地域を認定するのは初めてです。航空写真や衛星写真を使って被害状況を判断し、住宅地図と照らし合わせて損害の度合いを調べます。

A)地震保険

①地震保険の歴史

- 昭和39年 新潟地震が発生(地震保険の創設の要望が高まる)
地震の規模は M7.5。家屋全壊が 1,960 棟、家屋半壊が 6,640 棟、死者 26 名。
- 昭和41年 「地震保険に関する法律」制定。地震保険制度発足(全損のみ補償)
当時大蔵大臣であった田中角栄氏の肝いりで、保険金の一部を政府が負担する形で誕生する。
- 昭和55年 補償範囲の拡大(全損に加えて半損も補償)
- 平成 8年 家財の補償内容の改善、契約金額の限度額引き上げ(平成 7 年 1 月 17 日の阪神大震災の後に改正)
- 平成13年 保険料一部値下げ、建物の耐震性能に応じた割引制度導入

②地震保険の加入率 ~全国平均で23%の加入率~

1995 年の阪神・淡路大震災以降、地震保険の加入者は増加基調をたどっていますが、2009 年度末時点の世帯加入率は全国平均で 23%と低水準です。東日本大震災の被災地の世帯加入率は、宮城県が 32.5%と愛知県(34.5%)に次ぐ第 2 位です。青森県・岩手県・福島県は 10%台にとどまり、全国平均を下回っています。

③地震保険金の支払い

地震保険では、保険の対象である建物または家財が全損、半損、または一部損となったときに保険金が支払われます。地震保険は、「地震保険に関する法律」に基づいて政府による再保険制度が導入されており、1 回の地震による保険金の総支払限度額が 5 兆 5 千億円と定められています。

	建物・家財
全損	ご契約金額の 100% (時価が限度)
半損	ご契約金額の 50% (時価の 50%が限度)
一部損	ご契約金額の 5% (時価の 5%が限度)

B)自動車保険の車両保険

「地震・噴火・津波危険補償特約」を付保された方のみが支払いの対象となります。東日本大震災で被害を受けた自動車の方の大半の方は、損害保険金が支払われない状況です。その理由は、車両保険の契約者のうち、地震などによる損害を補償する「地震・噴火・津波危険補償特約」の加入者が、1%未満にとどまっているためです。車両保険は自分の車が壊れた際に補償する保険です。今回のような震災被害で車両保険金をもらうには、「地震・噴火・津波危険補償特約」を付ける必要があります。この特約は、車両保険に数千円程度の保険料を上積みすれば加入できます。自動車ユーザーに震災まで想定する人が少なかったことも重なり、加入率は低いのが現状です。

〈著者プロフィール〉

乾 晴彦 氏

CFP、1 級 F P 技能士、DC アドバイザー、宅地建物取引主任者、証券外務員一種資格、貸金業務取扱主任者、管理業務主任者。

都市銀行、損害保険会社の本社課長・部店長としてコンサルティング業務 (P B 室) 等を担当。

その後、三菱証券 (現 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券) の人材開発部で、F P の推進及び F P 実務等の社内講師を務め、生命保険の教育責任者も担当。現在は富裕層向け相談業務、企業 (主に大手金融機関と大手不動産会社) や大学で F P 教育の講師として活動している。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 F P 実務研究会事務局では、F P 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士 F P 実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488